

国港総第503号
国港技第80号
令和7年12月9日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿

港湾空港部長 殿

(参考送付)

北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課長 殿

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

「工事費内訳書の提出について」の一部改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の一部が令和7年12月12日に施行されることに伴い、「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月17日付け国港総第497号、国港技第125号）を下記のとおり改正し、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月17日付け国港総第497号、国港技第125号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号）、「入札金額の内訳の提出について」（平成14年3月7日付け国港管第1503号、国港建第309号）、「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国	工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月22日付け国港総第521号、国港技第86号）、「入札金額の内訳の提出について」（平成14年3月7日付け国港管第1503号、国港建第309号）、「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日付け国

港総第425号) 及び「予算決算及び会計令第85条の基準及びその取扱い等について」(平成16年6月30日付け国港管第280号)に基づいて行われてきたところ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の平成26年度の改正に伴い、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めるとした。今般、令和6年度の同法改正によって、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金)を記載しなければならないこととなったことから、入札者に対し、下記のとおり工事費内訳書の提出を求めるとしたので、通知する。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準及びその取扱い等について」(平成16年6月30日付け国港管第280号)に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

記

- 1 (略)
- 2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を少なくとも表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。)とする。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。また、材料費及び労務費並びに法定福利費(建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の

港総第425号) 及び「予算決算及び会計令第85条の基準及びその取扱い等について」(平成16年6月30日付け国港管第280号)に基づいて行われてきたところであるが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の改正に伴い、今般、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、下記のとおり競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めるとしたので、通知する。

なお、「予算決算及び会計令第85条の基準及びその取扱い等について」(平成16年6月30日付け国港管第280号)に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

記

- 1 (略)
- 2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を少なくとも表示したもの(様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札の場合には押印すること。)。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。

安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記するものとする。

3～6 (略)

3～6 (略)

附 則

この通知は、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用する。